

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成21年 5月26日  
国立大学法人鹿児島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を下記のとおり公表する。

記

1. 平成20年度の経緯

本学は、環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、国立大学法人は温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しなければならない旨を再度周知した。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するため、環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に物品購入契約及び工事契約の各部局担当者等が参加し、環境配慮契約法の趣旨を理解するよう努めた。